



平成24年11月14日

各位

会社名 三洋貿易株式会社

代表者 代表取締役社長 松本 善政
(コード番号 : 3176 東証第二部)

問合先 取締役管理本部長 小林 和明
(電話番号 : 03(3518)1111)

定款一部変更の件

当社は、平成24年11月14日開催の臨時取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年12月19日開催予定の第66期株主総会に付議する旨決議いたしましたのでお知らせします。

変更の目的および内容は下記のとおりです。

記

1. 定款一部変更の目的

- (1) 招集通知添付書類の一部をホームページに掲載することにより省略できるよう規定を追加するものです。(変更案第17条)
- (2) 社外取締役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また広く適任者を得られるよう、社外取締役の責任を会社法で定める範囲で予め限定する契約を締結できる旨を定めるものです。なお、社外取締役の責任限定契約の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。(変更案第28条)
- (3) 株主の皆様への利益配分の機会を充実させるための中間配当制度の導入および経営環境の変化に対応した機動的な資本政策等の遂行のため規定を追加するものです。
(変更案第39条、第40条)
- (4) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容は次ページに記載のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行	変 更 案
<p>第 1 条～第16条 (省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 1 条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第17条～第26条 (省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第18条～第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条(取締役の責任免除) <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</u></p>
<p>第27条～第36条 (省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第29条～第38条 (現行どおり)</p> <p>第39条(剰余金の配当等の決定機関) <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>第<u>37</u>条(剰余金の配当の基準日) (省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第<u>40</u>条(剰余金の配当の基準日) (現行どおり)</p> <p><u>② 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第<u>38</u>条 (省略)</p>	<p>第<u>41</u>条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成24年12月19日(水)
定款変更の効力発生日(予定) 平成24年12月19日(水)

以 上